

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三五
 - 生活保護法による指定介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった件 三五
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 三三
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件 三三
 - 道路の区域を変更する件四件 三三
 - 道路の区域を変更した旨通知があった件四件 三三
 - 道路の供用を開始する件二件 三六
 - 自動車専用道路を指定する件 三六
 - 過疎地域活性化特別措置法により町道の工事の一部を完了した件 三六
 - 都市計画を変更した件 三六
 - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 四四
- 公 告**
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 四四
 - 肥料の登録の有効期間を更新した件 四四
 - 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件二件 四四
 - 都市計画区域を変更した件 四四
 - 一般競争入札を行う件 四四
 - 福島県選挙管理委員会 四四
 - 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 四四

三三 三五 三三 三三 三三 三六 三六 三六 四四 四四 四四 四四 四四

告 示

福島県告示第六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年三月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
エール薬局 伊達店	伊達市岡前二〇一四	株式会社メデイカル愛	郡山市桑野三一〇二二	平成三〇年一月二六日	同
スマイル薬局 局松川店	福島市松川町天王原九四	株式会社 ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五一二一一	平成二九年一月一日	居宅療養管理指導 防居室療養介護予 導

(社会福祉課)

福島県告示第六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成三十年三月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業者の主たる
	福島県知事 内堀 雅 雄

変更前	変更後	事業所の所在地	名 称	事務所の所在地
デイサービスセンター花桃館	デイサービスセンター桜	福島市飯坂町湯野字湯ノ上一八一一	社会福祉法人さくら福祉会	福島市上鳥渡字樋ノ口北五二

(社会福祉課)

福島県告示第六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年三月九日から同年七月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津坂下町産業課商工観光班に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
COOP BESTA ばんげ 福島県河沼郡会津坂下町字館の下三三九番地

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前) 生活協同組合コープあいつ
理事長 熊谷 純一
福島県喜多方市字二丁目四六六九番地の二
(変更後) 生活協同組合コープあいつ
理事長 吉川 毅一
福島県喜多方市字二丁目四六六九番地の二

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前) 生活協同組合コープあいつ
理事長 熊谷 純一
福島県喜多方市字二丁目四六六九番地の二
(変更後) 生活協同組合コープあいつ
理事長 吉川 毅一
福島県喜多方市字二丁目四六六九番地の二

三 変更した年月日
平成二十八年六月十日

四 届出年月日
平成三十年二月二十六日

五 届出をした者
生活協同組合コープあいつ

(商業まちづくり課)

福島県告示第六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年三月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名
岩橋昭男 岩橋義夫 岩橋末吉 岩橋長 武藤惣助 武藤寅市 河沼郡野沢戊戌合資会社 山口熊吉 遠藤茂夫 武藤寅三郎 物江一榮 物江長士 佐藤明男 武藤寅市

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成三十年福島県告示第六十四号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年三月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名
佐藤ハナ 小瀧壽展 小滝ヤマ 小滝正 清野幸栄 長谷川健 長谷川健 斎藤由美 清野六郎 星興作 小瀧武 五十嵐瑞枝

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十年福島県告示第六十五号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 神田昭衛 永井留吉 永井峰八 永井己之八 大塚長太 大塚榮吉 大塚直八 永井栄三 大塚勘次郎 大塚傳五郎 永井己之八
- 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十年福島県告示第六十八号）によること。
 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 敷地の幅員 (メートル)	変更後の 敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一八号	須賀川市和田字番屋七〇番一地先から 同 市松塚字上二九番地先まで 須賀川市和田字番屋七〇番一地先から 同 市一里垣四四番地先まで 須賀川市一里垣四四番地先から 同 市松塚字上二九番地先まで	A 八・五 八一・六	B 二九・〇 七〇・六	九、一三〇・四
	須賀川市和田字番屋七〇番一地先から 同 市一里垣四四番地先まで 須賀川市一里垣四四番地先から 同 市松塚字上二九番地先まで	C 一一・〇 三四二・一	B 二九・〇 七〇・六	二、五六四・〇
	須賀川市和田字番屋七〇番一地先から 同 市一里垣四四番地先まで 須賀川市一里垣四四番地先から 同 市松塚字上二九番地先まで	C 一一・〇 五八・五	B 二九・〇 七〇・六	四、八二四・八

（道路計画課）

福島県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 敷地の幅員 (メートル)	変更後の 敷地の幅員 (メートル)	延 長

県道古殿 須賀川線	須賀川市大字和田字番 屋六二番一地从先から 同 市大字和田字番 屋六二番一地从先まで	変更前 三一・三〇 四六・〇	三五・四
	須賀川市和田字番屋六 二番一地从先から 同 市堀底町四三番 一地从先まで	変更後 一五・八〇 五四・三	四、四二八・八

(道路計画課)

福島県告示第七十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県南建設事務所で平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	西白河郡西郷村大字真 船字折口原一一九番一 地先から 同 郡同 村大字真 船字折口原一〇七番地 先まで	変更前 一一・〇〇 一五・二	四〇一・四	
	西白河郡西郷村大字真 船字折口原一一九番一 地先から 同 郡同 村大字真 船字折口原四番五四地 先まで	変更後 一四・〇〇 一七・五	四一六・八	

(道路計画課)

福島県告示第七十四号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県南建設事務所で平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	西白河郡西郷村大字真 船字折口下五八番六地 先から 同 郡同 村大字真 船字折口原一一九番一 地先まで	変更前 一一・〇〇 二〇・〇	二九一・八	
	相馬市東玉野字 姥ヶ岩二三番一 地先から 伊達市霊山町石 田字川向七番一 地先まで	変更後 一一・〇〇 二〇・〇	二九一・八	

(道路計画課)

福島県告示第七十五号
 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第六条の規定により、一般国道に
 ついて道路の区域を変更した旨、平成三十年二月二十六日付けで東北地方整備局長から
 次のとおり通知があった。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島
 県北建設事務所で平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般国道 一一五号	相馬市東玉野字 姥ヶ岩二三番一 地先から 伊達市霊山町石 田字川向七番一 地先まで	変更前 A 八・八〇 B 一二五・九五〇 一四・六〇〇 一六五・八〇〇	五、六五〇・ 五、七一一・		

相馬市東玉野字 スバ七九番一 地先から	変更後	A 八・八〇 〇一〇九・三〇	五、三二〇・	
伊達市霊山町石 田字川向七番一 地先まで		B 一四・六〇 〇一四〇・八〇	五、三四〇・	
相馬市東玉野字 姥ヶ岩三九番地 先から				
伊達市霊山町石 田字川向七番一 地先まで				

(道路計画課)

福島県告示第七十六号
 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第六条の規定により、一般国道に
 ついて道路の区域を変更した旨、平成三十年二月二十六日付けで東北地方整備局長から
 次のとおり通知があった。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島
 県県北建設事務所で平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

一般国道 一一五号	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
伊達市霊山町石 田字五束刈三番 三地从先から	伊達市霊山町石 田字五束刈三番 三地从先から	変更前 A 七・〇〇 〇一四、一五六・	A 七・〇〇 〇一四、一五六・	〇一四、一五六・	
同 市霊山町下 小国字山岸一三 番一地从先まで	同 市霊山町下 小国字山岸一三 番一地从先まで	変更後 A 七・〇〇 〇一三、一八四・	B 一四・〇〇 〇二二、一六〇・	〇一三、一八四・	
伊達市霊山町石 田字川向七番一 地先から	伊達市霊山町石 田字川向七番一 地先から	変更後 A 七・〇〇 〇一三、一八四・	B 一四・〇〇 〇二二、一六〇・	〇一三、一八四・	
同 市霊山町下 小国字山岸一三	同 市霊山町下 小国字山岸一三	変更後 A 七・〇〇 〇一三、一八四・	B 一四・〇〇 〇二二、一六〇・	〇一三、一八四・	

番一地从先まで				
---------	--	--	--	--

(道路計画課)

福島県告示第七十七号
 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第六条の規定により、一般国道に
 ついて道路の区域を変更した旨、平成三十年二月二十六日付けで東北地方整備局長から
 次のとおり通知があった。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島
 県県北建設事務所で平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

一般国道 一一五号	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
相馬市東玉野字 スバ七九番一 地先から	相馬市東玉野字 スバ七九番一 地先から	変更前 A 八・八〇 〇一〇九・三〇	A 八・八〇 〇一〇九・三〇	五、三二〇・	
伊達市霊山町石 田字川向七番一 地先まで	伊達市霊山町石 田字川向七番一 地先まで	変更後 A 八・八〇 〇一〇九・三〇	B 一四・六〇 〇一四〇・八〇	五、三四〇・	
相馬市東玉野字 姥ヶ岩三九番地 先から	相馬市東玉野字 姥ヶ岩三九番地 先から	変更後 A 八・八〇 〇一〇九・三〇	B 一四・六〇 〇一四〇・八〇	五、三四〇・	
伊達市霊山町石 田字川向七番一 地先まで	伊達市霊山町石 田字川向七番一 地先まで	変更後 A 八・八〇 〇一〇九・三〇	B 一四・六〇 〇一四〇・八〇	五、三四〇・	

(道路計画課)

福島県告示第七十八号
 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第六条の規定により、一般国道に
 ついて道路の区域を変更した旨、平成三十年二月二十六日付けで東北地方整備局長から
 次のとおり通知があった。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島
 県県北建設事務所で平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道 一一五号	伊達市霊山町石田字川向七番一 地先から 同 市霊山町下 小国字山岸一三 番一地先まで	変更前	A 七・〇〇 B 一四・〇〇 〓三〇四・二九	一三、一八四・ 〇 一一、四二六・ 〇	
		変更後	A 七・〇〇 B 一四・〇〇 〓三〇四・二九	一三、一八四・ 〇 一一、四二六・ 〇	

(道路計画課)

福島県告示第百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一一五号	相馬市東玉野字姥ヶ岩三九番地先 から 伊達市霊山町石田字川向七番一 地先まで	平成三〇年三月一〇日 一五時〇〇分

(道路計画課)

福島県告示第百八十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一一五号	伊達市霊山町石田字川向七番一 地先から 同 市霊山町下小国字山岸一三番 一地先まで	平成三〇年三月一〇日 一五時〇〇分

(道路計画課)

福島県告示第百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、自動車専用道路を次のように指定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	指定区間	指定年月日
一般国道一一五号	相馬市東玉野字姥ヶ岩三九番地先 から 伊達市霊山町下小国字御渡五四番一 地先まで	平成三〇年三月九日

(道路計画課)

福島県告示第百八十二号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定により、県が施行していた町道の改築に関する工事の一部を次のとおり完了した。
平成三十年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	工事の完了の区間	工事の種類	工事の完了の年月日
野沢柴崎線	耶麻郡西会津町野沢字熊ノ宮甲 六三八番一地先から 同 郡同 町新郷大字三河字 中道下三三二〇番一地先まで	橋梁工	平成三〇年三月三 日

福島県告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、相馬都市計画区域、鹿島都市計画区域、原町都市計画区域及び小高都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 変更後の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更した土地の区域
- 三 相馬郡新地町の行政区域の全部の区域（地先公有水面を含む。）
- 四 相馬市及び南相馬市に係る都市計画区域
- 五 縦覧に供する図書
- 六 計画書の写し
- 七 縦覧場所
- 八 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）

福島県告示第百八十四号

福島県収入証紙条例（昭和二十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年二月二十七日次のとおり指定した。

平成三十年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	内堀雅雄
株式会社小黒	双葉郡浪江町大字	平成三〇年二月二七日から	売りさばき所の名称及び所在地
設備工業	高瀬字小高瀬原一	平成三四年九月三〇日まで	株式会社小黒設備工業
	九七番地		双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬原一九七番地
			(出納総務課)

公 告

公告第四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規

模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成三十年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 COOP BESTA ばんげ 福島県河沼郡会津坂下町字館の下三三九番地
- 三 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
- 四 千五百九十四平方メートル
- 五 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
- 六 三百七十二平方メートル
- 七 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
- 八 平成三十年一月二十日
- 九 届出年月日
- 十 平成三十年二月二十六日
- 十一 届出をした者
- 十二 届出をした者
- 十三 生活協同組合コープあいづ

(商業まちづくり課)

公告第四十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成三十年三月九日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他 の規格	氏名又は 名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
844	混合有機質肥料	混合有機質肥料331号	3.5	3.0	1.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	平成36年3月23日

公告第51号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年3月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 風洞試験装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成32年1月31日（金）
- (4) 納入場所 福島ロボットテストフィールド

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年4月6日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年4月6日（金）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年3月9日（金）から同年4月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年3月21日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年3月19日（月）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年3月19日（月）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年4月26日（木）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月25日（水）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 契約の締結 落札決定後は仮契約を締結し、当該契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第3条の規定により福島県議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Wind Tunnel System 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 26 April 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 25 April 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成三十年三月一日現在において、次のとおりである。

平成三十年三月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福	選		
島	挙		
市	区	七九、四〇六	
			選
			挙
			区
			田
			村
			市
			田
			村
			郡
			一八、七二三

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、四一五
 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三〇二、五九一
 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二本松市	相馬市相馬郡新地町	喜多方市耶麻郡	須賀川市岩瀬郡	白河市西白河郡	いわき市	郡山	会津若松市
一五、七〇一	一一、一七七	二一、五六五	二六、五七二	三〇、七二四	九二、〇一〇	九〇、八四七	三三、四九九
双葉郡	石川郡	東白川郡	大沼郡	河沼郡	南会津郡	本宮市安達郡	伊達市伊達郡
一九、三〇七	一一、四八四	九、二〇五	七、五八四	六、四七二	七、八〇七	一〇、八七九	二七、八七七
							南相馬市相馬郡飯館村
							一九、四二〇